

新しい介護予防・ 日常生活支援総合事業について

志摩市健康福祉部 介護・総合相談支援課



志摩市では平成29年4月から
「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」
を実施していきます！

そうなんですね！でも・・・そもそも
「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」
って何ですか？？？



平成27年度に介護保険制度の改正！

今回の介護保険制度改正の概要(大きな柱)は

「地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化」

概要の具体的な内容の中には

○地域支援事業の充実

○予防給付(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)を
地域支援事業に移行し、多様化

とあります

地域支援事業は「介護予防事業(または介護予防・日常生活支援総合事業以降、省略)」「包括的支援事業」「任意事業」に分かれていますが、今回特に今までの介護予防事業に介護予防給付の通所介護と訪問介護を移行し、さらに介護予防事業の多様化を図っていこうということで

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」
(以降、新しい総合事業)がスタートしていきます。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

＜現行＞

介護保険制度

＜見直し後＞

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

○ 二次予防事業

○ 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多
様
化

充
実

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1～2、それ以外の者)

○ 介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス(配食等)

・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○ 一般介護予防事業

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)

○ **在宅医療・介護連携の推進**

○ **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)

○ **生活支援サービスの体制整備**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

○ 介護給付費適正化事業
○ 家族介護支援事業
○ その他の事業

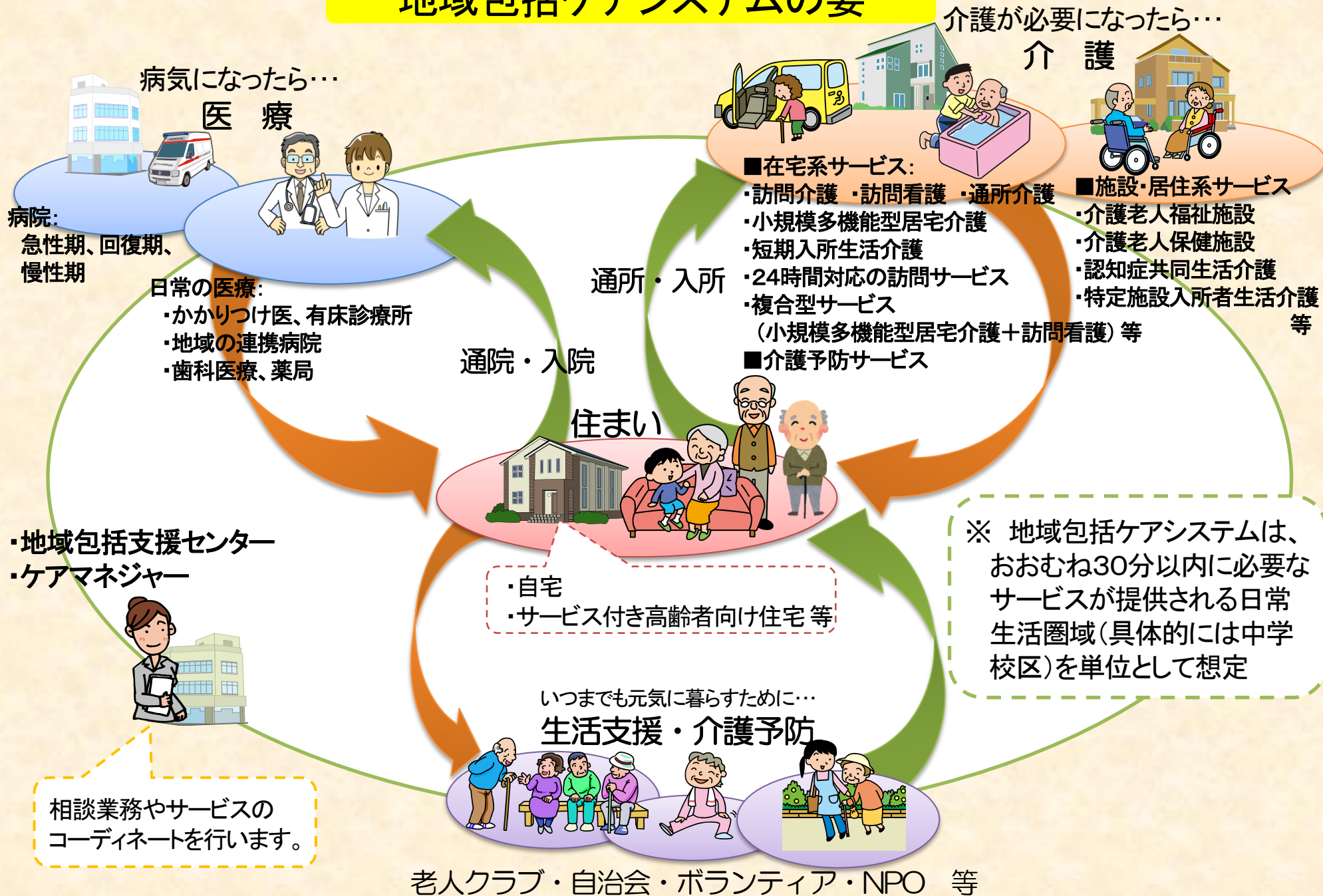
地域支援事業

地域支援事業

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



新しい総合事業に移行することによる具体的な変化

①介護サービスの利用の手続き

現在、介護サービスの利用には要介護等の認定が必要ですが、新しい総合事業がスタートすると介護予防・生活支援サービス事業の利用は、基本チェックリストを用いた簡易な形で対象者を判断できるようになります。

②サービスの多様化と地域の実情に合わせたサービスの充実

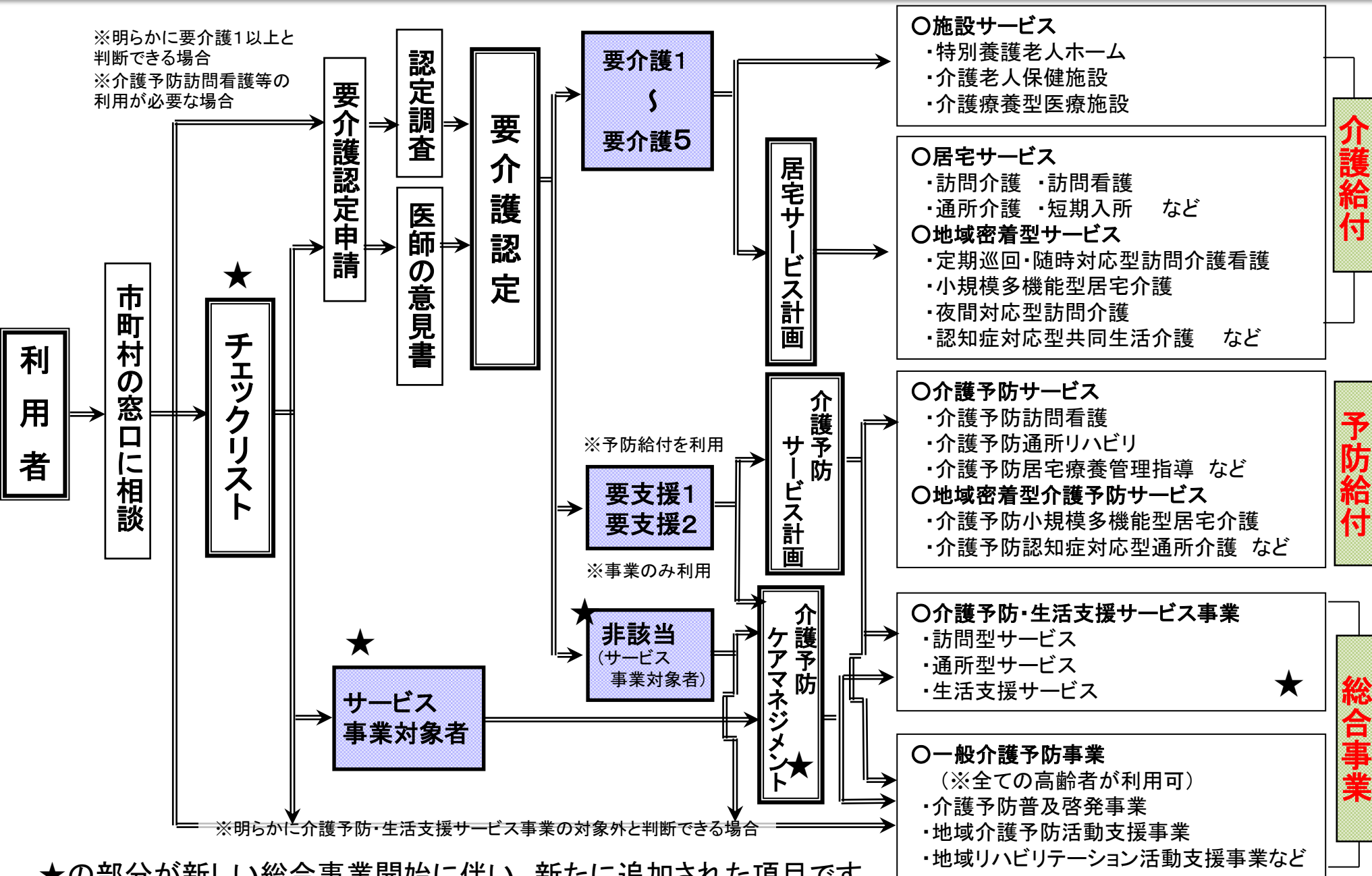
現在の基準のサービスに加えて

- ・人員等の基準が緩和されたサービス
 - ・住民をサービスの主体として実施されるサービス
 - ・生活機能等の改善のため、短期間で集中的に実施するサービス
- などのサービスの多様化と、地域の実情に合わせたサービスの充実を図ることが可能になります。



①介護サービスの利用の手続き

※明らかに要介護1以上と判断できる場合
※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合



介護給付

予防給付

総合事業

事業別の利用者の状態

現行事業と対象者の状態			→	移行後の事業と事業内容	
介護予防事業	○ 一次予防事業 ○ 二次予防事業 介護予防教室 講演会 専門職による訪問指導・相談 など	○自立した生活が送れる人	→	新しい総合事業	○一般介護予防事業 介護予防に関する講演会 ボランティア研修 など
		○基本チェックリストで生活機能の低下が見られる人	→		
			→		○介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス 通所型サービス 生活支援サービス
介護予防給付	介護予防 訪問介護 通所介護 訪問看護 福祉用具貸与 など	○要介護認定で要支援1・2と判定された人	→	介護予防給付	○介護予防給付 訪問看護 福祉用具貸与 など
			→		

事業の移行で「介護予防給付」と「介護予防事業」の境目が変わります。

新しい総合事業を実施する前と後（利用者像）

（実施前）

（介護予防事業）

対象者の状態：「自分でやっていける」

- ①元気でいるために自分で運動や交流の機会に参加できる。
- ②運動・交流の機会が設定されれば参加できる。
- ③以前に比べ体力の低下が見られるので、ADL（日常生活動作）の維持・向上のため運動・交流の場に参加する。

（介護予防給付）

対象者の状態：「要支援認定者」

- ④生活の一部において適切な支援があれば自立した生活を送ることができる
- ⑤入浴の見守りや軽度認知症、福祉用具の利用など専門職の関わりが必要

（実施後）

（新しい総合事業）

一般介護予防事業

介護予防に関する講演会
ボランティア研修 など

①、②

（新しい総合事業）

**介護予防・
生活支援サービス事業**

訪問型サービス
通所型サービス
生活支援サービス

③、④

介護予防給付

訪問看護
福祉用具貸与 など

⑤

②サービスの多様化と地域の実情に合わせたサービスの充実

《サービスの類型(典型例)》

①訪問型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス
サービス種別	①訪問介護 (現行の介護予防訪問介護の基準によるサービス)	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース(例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者

①訪問型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	多様なサービス		
サービス種別	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	住民主体の自主活動として 行う生活援助等	保健師等による居宅での 相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○状態等を踏まえながら、 住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用 を促進	・体力の改善に向けた支援が必要な ケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が 必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる
実施方法	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サービス提供者(例)	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当
サービス種別	⑥ 通所介護
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練
対象者と サービス提供 の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。
実施方法	事業者指定
基準	予防給付の基準を基本
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	多様なサービス		
サービス種別	⑦ 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	⑧ 通所型サービスB (住民主体による支援)	⑨ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等 のプログラム
対象者と サービス提供 の考え方	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が 必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

なぜ新しい支援総合事業に移行するのか？

○高齢者人口は、今後2025年に向けて増加し続ける一方、生産年齢(15-64歳)人口は継続的に減少。
このままでは介護にかかるお金も人も施設も足りなくなる！

↓ ※住民(高齢者)が地域参加することで



①「介護予防の推進」

地域参加は高齢者自身の生きがいとなって、はつらつで元気な生活につながる。

②「資源の効率化」

軽度の生活支援を住民が担うことにより、専門的知識・技術を有した人材と限られた財源を介護が必要な方へ提供することができる。
また介護保険料の上昇抑制も期待できる。

③「高齢者の生活の場の選択肢の増加」

軽度の生活支援体制の充実がはかられ、高齢者がいつまでも住み慣れた地域でその能力に応じ自立した生活を営むことができる。

なぜ新しい支援総合事業に移行するのか？

また高齢化や核家族化が進むことにより支援の必要な高齢者の増加が容易に予測できます。

↓ ※今回の制度改正による効果

④「地域にあったサービスの構築」

これまでの全国一律のサービス内容でなく各地域の特色にあわせたサービスを地域の力を活用し実施することにより、より必要な支援を必要な分だけ受けることができ、利用者の自立への意識の向上を図ることができる。

⑤「シームレス(途切れのない)なサービスの提供」



新しい総合事業の対象者の判定は、基本チェックリストにより相談を受けたその場で判定することができることから、支援が必要とわかってから実際に支援を受けるまでの時間差を少なくし、必要な時に必要な支援をスムーズに受けることができ、状態の悪化を防ぎ、維持・向上につなげやすい。

志摩市が平成29年4月からの実施を計画している事業

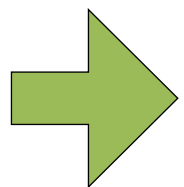
事業（サービス内容）

- ①訪問介護（現行の介護予防訪問介護の基準によるサービス）
- ②訪問型サービスA（サービス提供者の資格などを緩和した基準によるサービス）
- ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
- ⑥通所介護（現行の介護予防通所介護の基準によるサービス）
- ⑦通所型サービスA（施設の規模や専門員要件等を緩和した基準によるサービス）

平成29年4月以降、体制が整い次第、支援をしていく事業

事業（サービス内容）

- ③訪問型サービスB（住民主体による生活支援ボランティア）
- ⑤訪問型サービスD（ボランティアによる移動支援）
- ⑧通所型サービスB（住民主体による集いの場活動）



まずは、現在のサービス事業所を中心としたサービスを実施していきます。
住民主体のサービスは、地域の力が必要！
体制が整った地域から随時支援の実施を目指していきます。

これまでの活動の充実やサービス提供方法の拡大で
地域の支え合い体制を充実！

活動例

★老人クラブや自治会などの地縁団体

- 定期的で自主的な集いの場づくり
- 電話や回覧物配布等の機会を利用した定期的な安否確認や
緊急時の家族等への連絡等の実施
- 住民ボランティアなどが行う訪問による見守り活動

★シルバー人材センター

- 訪問型サービス（現在の福祉サービスの拡大提供）

・身体介護を要しない生活支援サービス買い物代行や
調理、ゴミ出し、電球の交換布団干し、階段の掃除 など



最後になりましたが新しい総合事業への移行には
皆様のご理解とご協力が何よりも必要です。

なにとぞよろしくお願いします。

本日はお時間をいただきありがとうございました。



新しい総合事業についての

お問い合わせや事業の相談は

志摩市役所 介護・総合相談支援課

TEL0599-44-0284

までお気軽にお電話下さい。

